

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 8 月 23 日（金）第2934号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○私立専修学校の廃止の認可	（学事法制課取扱い）	1
○漁船保険付保義務発生（4件）	（水産振興課取扱い）	1
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	2
○県営土地改良事業の工事の完了（3件）	（農地整備課取扱い）	2
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	2
○海岸保全区域の廃止	（河川課取扱い）	3
○海岸保全区域の指定	（河川課取扱い）	3

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	3
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告	（商工政策課取扱い）	4
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	（商工政策課取扱い）	5
○随意契約の発注見通しに関する公告	（産業立地課取扱い）	5

告 示

鹿児島県告示第903号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
鹿児島建設専門学校	始良市西餅田3554番地4	学校法人 川島学園	平成25年 8月13日	平成26年 3月31日

鹿児島県告示第904号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、西目加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第905号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、吹上加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第906号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、羽島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第907号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、龍郷加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第908号

大島郡知名町知名915番地1号 田尻稻次郎及び大島郡知名町瀬利覚2133番地2号 西富太郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 知名町区域（大島郡知名町の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第909号

土地改良事業県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備（農道整備）名瀬西部地区の工事は、平成18年7月27日に完了した。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第910号

土地改良事業県営過疎基幹農道整備（農道整備）稲戸地区の工事は、平成19年3月8日に完了した。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第911号

土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）宇宿地区の工事は、平成19年3月8日に完了した。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成25年8月9日から同年9月30日まで
- 3 作業の地域 南九州市川辺町

鹿児島県告示第913号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、平成2年9月19日鹿児島県告示第1642号で指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	地区海岸名	区域の起点及び終点
薩摩沿岸	山川海岸	長崎鼻地区海岸	起点 揖宿郡山川町大字岡児ヶ水字長崎1580番 終点 揖宿郡山川町大字岡児ヶ水字大和田1447番1

鹿児島県告示第914号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

長崎鼻地区海岸保全区域

鹿児島県薩摩沿岸山川海岸長崎鼻地区海岸

区 域
<p>起点及び点No.1を直線で結んだ線，点No.1から点No.10までを順次直線で結んだ線並びに起点及び点No.10を直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>起点（指宿市山川岡児ヶ水字長崎1579番の起点標柱（北緯31度09分27.2秒，東経130度35分16.0秒）の位置）</p> <p>点No.1（起点から142度36分12秒90.000メートルの点）</p> <p>点No.2（点No.1から126度30分00秒104.999メートルの点）</p> <p>点No.3（点No.2から174度00分00秒317.999メートルの点）</p> <p>点No.4（点No.3から175度30分00秒193.999メートルの点）</p> <p>点No.5（点No.4から270度59分46秒9.000メートルの点）</p> <p>点No.6（点No.5から89度30分14秒351.999メートルの点）</p> <p>点No.7（点No.6から172度00分00秒204.999メートルの点）</p> <p>点No.8（点No.7から139度30分00秒79.000メートルの点）</p> <p>点No.9（点No.8から113度48分54秒228.082メートルの点）</p> <p>点No.10（点No.9から114度41分07秒1134.713メートルの点）</p>

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年8月23日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年8月23日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス北指宿店
指宿市東方田口田10839番1 外4筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年 4 月 8 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,532平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 63台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物西側 7台
第2駐輪場 建物敷地南西側 10台
第3駐輪場 建物敷地北西側 4台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成25年 8 月 7 日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年8月23日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年8月23日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー花棚店
鹿児島市吉野町3615番地の1 外7筆
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌日の午前零時
 - イ 変更後 24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 第1駐車場, 第2駐車場及び第3駐車場 午前8時30分から翌日の午前零時まで
第4駐車場 午前8時30分から午後10時まで
 - イ 変更後 第1駐車場, 第2駐車場及び第3駐車場 24時間
第4駐車場 午前6時から午後10時まで
- 3 変更年月日
平成25年 8 月 8 日
- 4 届出年月日
平成25年 8 月 7 日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年8月23日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。
 平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
グランド東開
鹿児島市東開町4番27
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年 4 月 1 日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗「グランド東開」の届出に係る本市意見は特にありません。

随意契約の発注見通しに関する公告
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の契約の発注見通しについて、次のとおり公告する。
 平成25年 8 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

番号	調達する予定の物品の名称	予定数量	契約締結を予定する時期
1	蓄光型床壁兼用非常口道しるべ（避難標識）	74枚	平成25年 8 月 28 日から同年10月11日まで
2	水水 そうじの水	400ミリリットル 8本入り	5ロット
		2リットル 4本入り	
3	希釈混合方式微酸性次亜塩素酸水「オレアアスファ」	500ミリリットル	5本
		750ミリリットル	1本
		2リットル	1本
		5リットル	1箱
		20リットル	4箱
	手指洗浄用小	1台	

		型噴霧器		
		肩掛け式携帯 噴霧器	2 台	
4	320W疑似ナトリウム色 L E D 照明投光器		5 台	平成25年 8 月 28 日から同年10月11日まで
5	エコノライト H G ポール灯 街路 L E D 照明		1 台	平成25年 8 月 28 日から同年10月11日まで
6	移動式小型平面スピーカー (FP-1002B)		1 台	平成25年 8 月 28 日から同年10月11日まで
7	グランフィール機能の後付け		2 台	平成25年 8 月 28 日から同年10月11日まで